



新発田民主商工会
 新発田市豊町2-3-3
 Tel.0254-22-4390
 FAX 22-4705
2020.4.27
 NO 2201

新型コロナウイルス対策で聖籠町に申し入れ

新発田民商は20日、新型コロナウイルス対策を聖籠町に要望しました。申し入れには新発田民商の中村登会長と相馬俊彦事務局長が参加。共産党の中村恵美子町議も同席しました。町からは西脇道夫町長が対応しました。

町独自の損失補償や給付金の支給、税や社会保険料の徴収猶予と減免、融資の無利子化など7項目の要望書を町長に手渡した後懇談し、中村会長は、「会員の飲食店は売上が8割も減って悲鳴を上げている」



「融資制度を紹介しても『返済できるかわからない』と借り入れに踏み切れない人も多い」など会員への影響調査で寄せられた切実な状況を紹介し、「このまま影響が広がれば地域経済が破綻してしまう」と早急な対策を求めました。

西脇町長は、「町独自支援の検討を始めているが、実際に影響を受けている方の実態を把握できていない。実態と要望を早めに町に出してほしいと商工会や飲食店組合にもお願いしている」「国保関係の対策は国の予算措置が正式に決まれば速やかに対応する。傷病手当は専決処分で実施する」「詳細は決まっていなくても町民が安心できるように方向性だけでも早めにメッセージを出したい」と述べ、情報を集めながら国・県の対策で不十分な点を町独自に支援する考えを示しました。

【お知らせ】

- ・商工新聞5月4日号は休刊となります。
- ・5月2日(土)～5月6日(水)は民商事務所は休みとなります。

新発田市 国保加入者に傷病手当金

新発田市は、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができない国保加入者（他に雇用されている人に限ります）に傷病手当金を支給することになりました。

*支給額は、直近の3か月間の給与収入の合計を就労日数で割った金額×2/3×(休業日数-3日)

(給与の全部または一部が支払われた場合は、支給額が調整されたり支給されない場合があります)

*支給を受けるためには申請が必要です。

事業主も支給対象となるよう要望していきましょう。

新発田市「住宅リフォーム支援事業」

2020年度の募集が始まります

◇申請期間 5月12日(火)～19日(火)
 (土曜日・日曜日も受け付けします)

◇補助金額

税込10万円以上の住宅リフォーム工事に対して

[一般枠] 工事費の15% (上限15万円)

[一定要件枠] 工事費の20% (上限20万円)

(高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など)

◇対象となる工事などには条件があります。

※募集は抽選制となります。

制度の詳細は、新発田市建築課又は民商へ

相談等で民商事務所に来られるときは
 事前に予約をお願いします。

今後の日程

5月8日(金) … 新発田民商理事会

5月21日(木) … 弁護士による「法律相談」

(相談希望の方は事前にご予約ください)

※4月27日(月)の婦人部役員会は中止となりました